

福島ロボットテストフィールド条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、ロボット関連産業の発展を図ることにより、福島イノベーション・コースト構想（東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指すものとして、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第81条第1項に規定する重点推進計画として認定された計画に規定されたものをいう。）の推進及び県内の産業の振興に資するため、福島ロボットテストフィールド（以下「テストフィールド」という。）を設置する。

(位置)

第二条 テストフィールドは、南相馬市原町区萱浜字新赤沼八十三番に置く。

(構成)

第三条 テストフィールドは、次の施設をもって構成する。

- 一 研究棟
- 二 滑走路
- 三 滑走路附属格納庫
- 四 通信塔
- 五 緩衝ネット付飛行場
- 六 ヘリポート
- 七 連続稼働耐久試験棟
- 八 風洞棟
- 九 試験用橋梁
- 十 試験用トンネル
- 十一 試験用プラント
- 十二 市街地フィールド
- 十三 瓦礫・土砂崩落フィールド
- 十四 水没市街地フィールド
- 十五 屋内水槽試験棟
- 十六 試験準備棟
- 十七 簡易計測室 A

十八 簡易計測室B

2 テストフィールドに附帯施設を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
通信塔（小高）	南相馬市小高区井田川字南新田七百五十七番一
滑走路（浪江）、滑走路附属格納庫（浪江）	双葉郡浪江町大字棚塩字東赤坂八十九番

（業務）

第四条 テストフィールドにおいて行う業務は、次のとおりとする。

- 一 ロボットに関する研究・開発に係る支援に関すること。
- 二 ロボットに関する情報の収集及び提供に関すること。
- 三 ロボットに関する人材育成及び訓練に関すること。
- 四 テストフィールドの施設（前条第一項の施設及び同条第二項の附帯施設をいう。）及び附属設備の利用に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

（指定管理者による管理）

第五条 テストフィールドの管理は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲等）

第六条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- 一 第四条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 テストフィールドの維持管理に関すること。
- 三 テストフィールドの使用の承認に関すること。
- 四 前三に掲げるもののほか、知事が別に定める業務に関すること。

2 指定管理者は、業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保しなければならない。

3 指定管理者は、業務の遂行上知り得た個人情報（福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）第二条第一号に規定する個人情報をいう。）その他の情報を適切に取り扱わなければならない。

（使用の承認）

第七条 テストフィールドの施設及び附属設備のうち別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認の申請に係る施設等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

一 テストフィールドにおける秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

二 テストフィールドの施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、その設置の目的に反するとき。

3 指定管理者は、第一項の承認にテストフィールドの管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（使用の承認の取消し等）

第八条 指定管理者は、前条第一項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用の中止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 前条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 前条第三項の規定により同条第一項の承認に付した条件に違反したとき。

四 偽りその他不正な手段により前条第一項の承認を受けたとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用の中止を命ずることができる。

一 災害その他の事由により前条第一項の承認に係る施設等の使用ができなくなったとき。

二 工事その他テストフィールドの管理のためやむを得ない事由が生じたとき。

(使用料)

第九条 使用者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の免除)

第十条 知事は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料不返還の原則)

第十一条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第十二条 使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(原状回復)

第十三条 使用者は、施設等の使用を終了したとき(第八条の規定による承認の取消し又は使用の中止の命令があったためその使用を中止したときを含む。)は、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(遵守事項)

第十四条 テストフィールドを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 テストフィールドの施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損しないこと。

二 物品を販売し、又は頒布しないこと(指定管理者の許可を受けた場合を除く。)

- 三 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。
- 四 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、管理上指定管理者が指示する事項

(入場の規制等)

第十五条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒否し、又は退場若しくは退去を命ずることができる。

- 一 前条の規定に違反した者
- 二 テストフィールドの施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損するおそれのある者
- 三 場内の秩序を乱し、又はそのおそれのある者

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、テストフィールドの管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 第五条の規定にかかわらず、テストフィールドについては、平成三十一年三月三十一日までの間で指定管理者を指定するまでの間、知事が当該施設の管理を行うものとする。
- 3 前項の規定により知事が管理を行う場合においては、第七条、第八条、第十四条及び第十五条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。
- 4 平成三十一年十月一日前に福島ロボットテストフィールド条例第七条第一項に規定する使用の承認を受けた使用に係る期間のうち同日以後の期間に係る使用料については、同条例別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

附則別表

一 施設関係

1 基本使用料

施設の別		使用単位	使用料の額
研究棟	カンファレンスホール	午前	14,100円
		午後	14,100円

		夜間	17,000円
		超過時間 (一時間につき)	4,600円
カンファレン スホール(ホ ワイエを含 む)		午前	19,000円
		午後	19,000円
		夜間	22,700円
		超過時間 (一時間につき)	6,200円
会議室 1		午前	5,600円
		午後	5,600円
		夜間	6,700円
		超過時間 (一時間につき)	1,800円
会議室 2		午前	5,400円
		午後	5,400円
		夜間	6,500円
		超過時間 (一時間につき)	1,800円
会議室 3		午前	5,400円
		午後	5,400円
		夜間	6,500円
		超過時間 (一時間につき)	1,800円
会議室 4		午前	5,500円
		午後	5,500円
		夜間	6,600円
		超過時間 (一時間につき)	1,800円
会議室 5		午前	5,500円
		午後	5,500円
		夜間	6,600円
		超過時間 (一時間につき)	1,800円
会議室 6		午前	5,300円
		午後	5,300円

		夜間	6,400円
		超過時間 (一時間につき)	1,800円
	会議室 7	午前	5,200円
		午後	5,200円
		夜間	6,200円
		超過時間 (一時間につき)	1,700円
	会議室 8	午前	4,300円
		午後	4,300円
		夜間	5,200円
		超過時間 (一時間につき)	1,400円
	会議室 9	午前	4,300円
		午後	4,300円
		夜間	5,200円
		超過時間 (一時間につき)	1,400円
	開発実験室 1	午前	4,800円
		午後	4,800円
		夜間	5,700円
		超過時間 (一時間につき)	1,600円
	開発実験室 2	午前	4,700円
		午後	4,700円
		夜間	5,700円
		超過時間 (一時間につき)	1,600円
屋内試験場	午前	50,300円	
	午後	50,300円	
	夜間	60,400円	
	超過時間 (一時間につき)	16,400円	
屋内試験場 (半面利用の)	午前	26,000円	
	午後	26,000円	

	場合)	夜間	31,200円
		超過時間 (一時間につき)	8,500円
	保管庫	全日につき	9,300円
	保管庫(片面 利用の場合)	全日につき	5,900円
	研究室1	一月につき	109,100円
	研究室2	一月につき	105,700円
	研究室3	一月につき	108,700円
	研究室4	一月につき	108,600円
	研究室5	一月につき	108,700円
	研究室6	一月につき	111,500円
	研究室7	一月につき	105,900円
	研究室8	一月につき	108,600円
	研究室9	一月につき	108,700円
	研究室10	一月につき	110,500円
	研究室11	一月につき	72,500円
	研究室12	一月につき	62,300円
	研究室13	一月につき	62,300円
	貸出倉庫1	一月につき	59,500円
	貸出倉庫2	一月につき	59,900円
	貸出倉庫3	一月につき	58,300円
	貸出倉庫4	一月につき	59,500円
	貸出倉庫5	一月につき	59,900円
	貸出倉庫6	一月につき	58,300円
	シャワー室	一回につき	200円
滑走路	滑走路	一時間につき	6,100円
		午前	24,200円
		午後	24,200円
		夜間	29,100円
		超過時間 (一時間につき)	7,900円
通信塔	通信塔	午前	21,900円
		午後	21,900円
		夜間	26,300円

	通信塔（持込機器の設置）	超過時間 （一時間につき）	7, 100円
		午前	3, 300円
		午後	3, 300円
		夜間	3, 900円
		超過時間 （一時間につき）	1, 100円
ヘリポート		午前	6, 200円
		午後	6, 200円
		夜間	7, 500円
		超過時間 （一時間につき）	2, 100円
試験用プラント	1階	午前	14, 100円
		午後	14, 100円
		夜間	16, 900円
		超過時間 （一時間につき）	4, 600円
	2階	午前	13, 900円
		午後	13, 900円
		夜間	16, 700円
		超過時間 （一時間につき）	4, 600円
	3階	午前	10, 900円
		午後	10, 900円
		夜間	13, 100円
		超過時間 （一時間につき）	3, 600円
	4階	午前	10, 200円
		午後	10, 200円
		夜間	12, 300円
		超過時間 （一時間につき）	3, 400円
	5階及び6階	午前	16, 800円
		午後	16, 800円
		夜間	20, 200円

		超過時間 (一時間につき)	5,500円
試験準備棟	整備室	午前	7,000円
		午後	7,000円
		夜間	8,300円
		超過時間 (一時間につき)	2,300円
	準備室 1	午前	5,700円
		午後	5,700円
		夜間	6,800円
		超過時間 (一時間につき)	1,900円
	準備室 2	午前	7,500円
		午後	7,500円
		夜間	9,000円
		超過時間 (一時間につき)	2,500円
	屋外試験準備 場	午前	4,300円
		午後	4,300円
		夜間	5,200円
		超過時間 (一時間につき)	1,400円

2 特別使用料

種別	金額
営利目的使用加算料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の百に相当する額
準備等使用料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の七十に相当する額

備考

1 基本使用料の使用単位の欄中「午前」、「午後」、「夜間」、「全日」及び「超過時間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう(以下同じ。)

- (1) 午前 午前九時から午後一時までの時間
- (2) 午後 午後一時から午後五時までの時間

- (3) 夜間 午後五時から午後九時までの時間
 - (4) 全日 午前零時から午後十二時までの時間
 - (5) 超過時間 午前零時から午前九時まで及び午後九時から午後十二時までの時間
- 2 特別使用料の種別の欄中「営利目的使用加算料」とあるのは、テストフィールドの施設を使用する場合で、次のいずれかに該当するときに、基本使用料に加算される使用料をいう。
- (1) 営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき。
 - (2) 商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用するとき。
- 3 特別使用料の種別の欄中「準備等使用料」とあるのは、テストフィールドの施設を準備のために使用する場合の使用料をいう。
- 4 使用時間又は使用期間に、使用単位に定める使用時間又は使用期間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間又は使用期間に切り上げて計算する。
- 5 この表に基づいて算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを、切り捨てる。
- 6 日を異にして二日以上継続して使用する場合にあっては、展示物、器材等の保管のためのみの使用に係る夜間及び超過時間の使用料は、徴収しない。

二 附属設備関係

附属設備の別	使用単位	金額
通信塔附属設備（規則で定めるもの。）	規則で定める単位	14,900円の範囲内で規則で定める額
試験準備棟附属設備（規則で定めるもの。）	規則で定める単位	7,400円の範囲内で規則で定める額

備考 使用時間に、使用単位に定める使用時間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間に切り上げて計算する。

別表（第七条、第九条関係）

一 施設関係

1 基本使用料

施設の別		使用単位	使用料の額
研究棟	カンファレンスホール	午前	14,000円
		午後	14,000円
		夜間	16,800円
		超過時間 (一時間につき)	4,600円
	カンファレンスホール(ホワイエを含む)	午前	18,700円
		午後	18,700円
		夜間	22,400円
		超過時間 (一時間につき)	6,100円
	会議室1	午前	5,500円
		午後	5,500円
		夜間	6,600円
		超過時間 (一時間につき)	1,800円
	会議室2	午前	5,400円
		午後	5,400円
		夜間	6,500円
		超過時間 (一時間につき)	1,800円
	会議室3	午前	5,400円
		午後	5,400円
		夜間	6,500円
		超過時間 (一時間につき)	1,800円
会議室4	午前	5,500円	
	午後	5,500円	
	夜間	6,600円	
	超過時間 (一時間につき)	1,800円	
会議室5	午前	5,500円	
	午後	5,500円	
	夜間	6,600円	
	超過時間	1,800円	

		(一時間につき)	
会議室 6	午前		5,300円
	午後		5,300円
	夜間		6,300円
	超過時間 (一時間につき)		1,800円
会議室 7	午前		5,200円
	午後		5,200円
	夜間		6,200円
	超過時間 (一時間につき)		1,700円
会議室 8	午前		4,300円
	午後		4,300円
	夜間		5,200円
	超過時間 (一時間につき)		1,400円
会議室 9	午前		4,300円
	午後		4,300円
	夜間		5,200円
	超過時間 (一時間につき)		1,400円
開発実験室 1	午前		4,800円
	午後		4,800円
	夜間		5,700円
	超過時間 (一時間につき)		1,600円
開発実験室 2	午前		4,700円
	午後		4,700円
	夜間		5,700円
	超過時間 (一時間につき)		1,600円
屋内試験場	午前		49,500円
	午後		49,500円
	夜間		59,400円
	超過時間		16,100円

		(一時間につき)	
屋内試験場 (半面利用の 場合)	午前		26,000円
	午後		26,000円
	夜間		31,200円
	超過時間 (一時間につき)		8,500円
保管庫	全日につき		9,300円
保管庫(半面 利用の場合)	全日につき		5,900円
研究室1	一月につき		107,200円
研究室2	一月につき		103,900円
研究室3	一月につき		106,900円
研究室4	一月につき		106,700円
研究室5	一月につき		106,900円
研究室6	一月につき		109,500円
研究室7	一月につき		104,000円
研究室8	一月につき		106,700円
研究室9	一月につき		106,900円
研究室10	一月につき		108,600円
研究室11	一月につき		71,300円
研究室12	一月につき		61,200円
研究室13	一月につき		61,200円
貸出倉庫1	一月につき		58,500円
貸出倉庫2	一月につき		58,900円
貸出倉庫3	一月につき		57,300円
貸出倉庫4	一月につき		58,500円
貸出倉庫5	一月につき		58,900円
貸出倉庫6	一月につき		57,300円
シャワー室	一回につき		200円
滑走路	滑走路	一時間につき	6,000円
		午前	23,900円
		午後	23,900円
		夜間	28,700円
		超過時間	7,800円

		(一時間につき)	
通信塔	通信塔	午前	21,600円
		午後	21,600円
		夜間	25,900円
		超過時間 (一時間につき)	7,000円
	通信塔(持込 機器の設置)	午前	3,300円
		午後	3,300円
		夜間	3,900円
		超過時間 (一時間につき)	1,100円
ヘリポート	午前	6,200円	
	午後	6,200円	
	夜間	7,500円	
	超過時間 (一時間につき)	2,100円	
試験用プラ ント	1階	午前	13,900円
		午後	13,900円
		夜間	16,700円
		超過時間 (一時間につき)	4,600円
	2階	午前	13,700円
		午後	13,700円
		夜間	16,500円
		超過時間 (一時間につき)	4,500円
	3階	午前	10,800円
		午後	10,800円
		夜間	12,900円
		超過時間 (一時間につき)	3,500円
	4階	午前	10,100円
		午後	10,100円
		夜間	12,200円
		超過時間	3,300円

		(一時間につき)	
	5階及び6階	午前	16,600円
		午後	16,600円
		夜間	19,900円
		超過時間 (一時間につき)	5,400円
試験準備棟	整備室	午前	7,000円
		午後	7,000円
		夜間	8,300円
		超過時間 (一時間につき)	2,300円
	準備室1	午前	5,700円
		午後	5,700円
		夜間	6,800円
		超過時間 (一時間につき)	1,900円
	準備室2	午前	7,500円
		午後	7,500円
		夜間	9,000円
		超過時間 (一時間につき)	2,500円
	屋外試験準備場	午前	4,200円
		午後	4,200円
		夜間	5,100円
		超過時間 (一時間につき)	1,400円

2 特別使用料

種別	金額
営利目的使用加算料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の百に相当する額
準備等使用料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の七十に相当する額

備考

- 1 基本使用料の使用単位の欄中「午前」、「午後」、「夜間」、「全日」及び「超過時間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう(以下同じ。)。
 - (1) 午前 午前九時から午後一時までの時間
 - (2) 午後 午後一時から午後五時までの時間
 - (3) 夜間 午後五時から午後九時までの時間
 - (4) 全日 午前零時から午後十二時までの時間
 - (5) 超過時間 午前零時から午前九時まで及び午後九時から午後十二時までの時間
- 2 特別使用料の種別の欄中「営利目的使用加算料」とあるのは、テストフィールドの施設を使用する場合で、次のいずれかに該当するときに、基本使用料に加算される使用料をいう。
 - (1) 営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき。
 - (2) 商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用するとき。
- 3 特別使用料の種別の欄中「準備等使用料」とあるのは、テストフィールドの施設を準備のために使用する場合の使用料をいう。
- 4 使用時間又は使用期間に、使用単位に定める使用時間又は使用期間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間又は使用期間に切り上げて計算する。
- 5 この表に基づいて算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを、切り捨てる。
- 6 日を異にして二日以上継続して使用する場合にあっては、展示物、器材等の保管のためのみの使用に係る夜間及び超過時間の使用料は、徴収しない。

二 附属設備関係

附属設備の別	使用単位	金額
通信塔附属設備（規則で定めるもの。）	規則で定める単位	14,700円の範囲内で規則で定める額
試験準備棟附属設備（規則で定めるもの。）	規則で定める単位	7,300円の範囲内で規則で定める額

備考 使用時間に、使用単位に定める使用時間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間に切り上げて計算する。